・外国投資証券	指定国で発行されたもの		十六・〇〇	
	その他		三十二・〇〇	
・特定社債券 ・特定約束手形 ・貸付債権信託受益権 ・抵当証券 ・基本債権の証書 ・小口債権の証書 ・商品投資受益権の受益権証書 ・上記以外の金銭債権（有価証券を除く。）		残存期間		適格格付を有するもの	適格格付を有しないもの
		六月以下		〇・六五	十・〇〇
		六月超一年以下		一・七〇	二十・〇〇
		一年超三年以下		三・七五	五十・〇〇
		三年超五年以下		四・三五	七十・〇〇
		五年超		五・〇〇	百・〇〇
・その他の有価証券等			百・〇〇		

11　リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出し、これを加算しなければならない。

（株式リスク相当額）

第九条　株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項
株価指数に係る派生商品	次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに変換しなければならない。 1．単一の換算ポジション 2．各構成銘柄のポジション
派生商品一般	次に掲げるいずれかの方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1．簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額を算出し、その絶対値の合計額を金利リスク相当額に加算する方法

残存期間	率（パーセント）
三月以下	〇・二〇
三月超六月以下	〇・四〇
六月超一年以下	〇・七〇
一年超二年以下	一・二五
二年超三年以下	一・七五
三年超四年以下	二・二五
四年超五年以下	二・七五
五年超	三・七五

2．金利リスク相当額として算出する方法

金利感応度（金利の変動に対する派生商品の価値の変動をいう。第十一条において同じ。）の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法

2　株式リスク相当額の算出において、同一の銘柄（株価指数その他の指数を含む。以下この条において同じ。）のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。

3　第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

4　第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

区分		率（パーセント）
指定国の株券等	指定国の代表的な株価指数	零
	流動性の高いポートフォリオ	二
	その他	四
その他の株券等		八

（注）　流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区分して管理されているものでなければならない。

5　一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

区分	率（パーセント）
指定国の株券等	十二
その他の株券等	十六

（金利リスク相当額）

第十条　金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。